

令和3年8月30日

定時制 保護者の皆様

県立伊勢原高等学校長

緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県は、令和3年8月2日から令和3年9月12日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっておりますが、令和3年8月26日付け教育長通知により、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という観点から、令和3年9月1日以降の教育活動等について、次のように対応することとなりました。

なお、次の対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

- 《今回の緊急事態措置期間における教育活動等の県立高等学校等の教育活動の概要》
- 9月1日から9月12日までは、3年生・4年生は週2日、1年生・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。
- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については短縮授業とし、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
 - ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。
- ア 基本的な対応について
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
 - 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
 - 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- イ 学習活動について
- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。
- ウ 部活動について
- 原則として中止とする。
- エ 学校行事等について
- 校外活動は延期又は中止とする。
- ②文化祭・体育祭等について
- 延期又は中止とする。

【本校における対応】

- 1 9月1日（水）～10日（金）の教育活動を分散登校とします（別紙参照）。
- 2 9月4日（土）、5日（日）開催予定の文化祭を延期し、代休日の9月6日（月）、7日（火）を分散登校日とします。
- 3 9月1日（水）～12日（日）の部活動については原則中止とします。

※これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用等の感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者の皆さまにおかれましても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先
教頭 尾尻
電話 (0463) 95-5968 (直通)